

弥富市保育所給食調理業務委託業者選定基準

弥富市の保育所給食の調理業務の委託業者は、弥富市保育所給食調理業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査に基づき、選定することとし、その審査基準などについては、次のとおりとする。

1 参加業者

（１）弥富市の令和６・７年度入札参加資格者名簿に登載されているもの。

中分類（業務名） 「給食」

小分類 「学校給食（調理員派遣）」

2 審査基準

給食の意義や目的を十分理解し、安全衛生管理等の社内教育を積極的に行い、安心で安全な給食が提供できる事業者を選定する。

	評価項目		評価の視点	評価配分
1	企業理念		① 給食に対する基本的な考え方	5
			② 給食の意義や特色に対する理解度	5
			③ 給食調理業務に取り組む意欲	5
2	経営状況	事業者の概要	④ 財務健全性・従業員数	5
3	業務実績	調理業務の受託実績	⑤ 保育所給食調理業務受託実績	5
4	人員体制	職員配置計画	⑥ 適正かつ効率的な従事者数が配置されているか評価	10
		業務実施体制	⑦ 指揮命令系統が確立されていて、本市からの指示事項が迅速・的確に伝達される体制ができているか評価	10
5	衛生管理	安全衛生管理体制	⑧ 「学校給食衛生管理基準」、「大量調理衛生管理マニュアル」等に基づく衛生管理に対する考え方を評価	10
		衛生検査	⑨ 設備・衛生管理等の自主的な検査を実施し、安全管理体制を評価	10
		安全衛生管理研修	⑩ 従事者に対する食品安全衛生や調理技術の向上に関する事前研修や実地研修、定期研修等が計画されているか	10
		緊急連絡	⑪ 緊急時の報告・連絡責任体制を評価	10
6	危機管理		⑫ 調理事故、異物混入等防止策また発生時の対処体制が講じられているか	20
			⑬ 業務が履行できなくなった場合の対応が講じられているか	20
			⑭ 生産賠償責任保険制度の加入グレード	5

7	サービス向上などの提案	食育推進への提案	⑮ 食育教育の一環として、事業者として提案・協力体制が図られているか	10
		アレルギー食への対応	⑯ アレルギー食（除去食、代替食）を提供していくうえで、事業者として提案・協力体制が図られているか	10
		離乳食・おやつの提供	⑰ 離乳食・おやつを提供していくうえで、事業者として提案・協力体制が図られているか	10
		その他の提案事項	⑱ 業務を受託するに当たって、特に本市への提案・協力体制などがある場合、その内容が本市にとって有効であること	10
8	従事者等に対する教育・研修		⑲ 従事者の技能向上以外の事前研修、実践研修、定期研修等についてのノウハウも併せて評価	10
9	業務委託料（見積額）		⑳ 適正かつ安価な委託料が算定されていること。	10
10	プレゼンテーション、ヒアリング		㉑ 業務受託に対し、積極性や意欲があり、建設的な提案がされていること。	10

3 評価基準

（１）審査項目に対する評価基準及び評価点数は、次のとおりとする。

評価基準	評価点数
大いに評価できる	5
評価できる	4
普通	3
あまり評価できない	1
評価できない	0

（備考）

審査項目、6 危機管理についての⑫・⑬は、重要な審査項目のため「大いに評価できる」「評価できる」の評価点数を各々4倍に割増する。

審査項目、4 人員体制についての⑥・⑦、5 衛生管理についての⑧・⑨・⑩・⑪、7 サービス向上などの提案についての⑮・⑯・⑰・⑱、8 従事者等に対する教育・研修についての⑲、9 業務委託料（見積額）についての⑳、10 プレゼンテーション、ヒアリングについての㉑は「大いに評価できる」「評価できる」の評価点数各々2倍に割増する。

なお、提示された業務委託料見積額が本市の委託料の上限額以上の場合は、失格とする。

4 プレゼンテーション・ヒアリング

プレゼンテーション・ヒアリングは、1 業者当たり40分（説明25分・質疑15分）以内とする。必要に応じP C、プロジェクターを使用しての企画提案書の説明は可能とするが機器については、すべて各自で用意すること。

5 受託候補者の決定

市は、選定審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、受託候補者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を候補者とする。